

第14回 海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成27年2月20日（金）14:00~16:30

2. 場 所 : ソリッドスクエア 西館 地下1階 ホール

3. 議事の概要

相互に競争関係にある複数の会社において、カルテルまたはそれと疑われる行為が惹起されることがないように、独占禁止法及び関係法令並びに諸外国の競争法令の順守を原則とし議論を行った。

（1）議題

- ① 第4回航空／海上（合同）更改専門部会の結果報告
 - 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ② 第13回WGの意見等報告
 - 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ③ 「担保照会（IAS）」業務の改善
 - 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ④ 「為替レート照会（IER）」業務の改善
 - 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑤ 口座使用明細書の出力内容の見直し
 - 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑥ リアルタイム口座振替完了通知書の改善
 - 事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑦ 見本持出関連業務の見直し<3>
 - 事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑧ 「貨物情報照会（ICG）」業務の改善
 - 事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑨ 保税運送（市内運送）における価格入力
 - 事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑩ 帳票出力日時 of 出力
 - 事務局（センター）から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑪ 「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSSO1）」業務における通知先誤入力への対応
 - 事務局（センター）から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆ リアルタイム口座振替完了通知書の改善

- NACCS専用口座からリアルタイム口座に切替える案内を荷主に行う際に、領収証書が発行されない代わりに、リアルタイム口座振替完了通知書または輸入許可通知書を案内しているが、領収証書が発行されないことについて、なかなか荷主に理解してもらえない。例えば、輸入許可通知書に領収書兼用というような記載があれば、リアルタイム口座振替完了通知書の出力が不要となると考えるが如何。(委員)
⇒ 輸入許可通知書に出力するのは難しい。リアルタイム口座振替完了通知書のフォームを見直す等であれば検討したい。実現方法について委員よりご意見をいただきたい。(事務局)

- リアルタイム口座振替完了通知書の出力設定について、現在は全て出力するか、それとも出力しないかのいずれかの設定になっているが、荷主ごとに出力する、出力しないという設定ができるようにならないのか。(委員)
⇒ プログラム変更要望にも同様の内容があったが、システムの構築が難しいため対応しないこととしている。輸出入者コードを所有している荷主は数多くあり、荷主により出力可否の設定を可能とするとシステム処理に負荷が掛かり、申告許可までの時間に影響が及んでしまうことが想定される。また、リアルタイム口座は領収証書を無くすという考えの基に構築していることから、荷主にはその点を含めてご説明いただきたい。他の方法があれば委員よりご意見いただきたい。また、記事欄の表示については、記事欄に荷主リファレンスナンバーと荷主セクションコードを主に入力していること、荷主によって様々な対応があるとのことから、記事欄と共に荷主リファレンスナンバーと荷主セクションコードの欄をそれぞれ設ける方向で検討したい。(事務局)

◆ 「輸入コンテナ引取予定情報通知 (ID通知) (RSS01)」業務における通知先誤入力への対応

- 1回目の送信で通知先を誤り、通知先を訂正し2回目の送信をした場合、1回目の誤った通知先に削除情報は通知されるのか。(委員)
⇒ 誤った通知先に削除情報を通知することは想定していない。(事務局)
- 注意喚起メッセージ(ワーニング案)③について、貨物を船卸しする場所と実際に搬入するCYとが異なるケースは多い。そのことは考慮せずに注意喚起メッセージ出力のチェックがされるのか。注意喚起メッセージが出力されて混乱しないのかという懸念がある。(NYK 阿久津)(委員)
⇒ 資料の通り、③の条件になれば注意喚起メッセージが出力される。誤入力防止とそれに気付かせるための処置であるが、③のケースが多く注意喚起メッセージの

出力が煩わしいということであれば、チェックを外すことも可能である。RSS
01業務を行う委員よりご意見をいただきたい。(事務局)

◆その他

- 前回のワーキングにおいて、マイナンバー（法人番号）について関税局より説明があったが、税関ホームページに資料が掲載されたので、参考までに当該資料を配布した。具体的な対応については、関税局・税関にて検討されているが、時間を要する状況となっている。従来であればNACCSでの対応を提案し、意見をいただいているが、開発期間も短くなってきており、当該案件でのNACCSにおける対応について、事前に意見があればいただきたいと考えている。(事務局)

以上